

原子力委員会
原子力防護専門部会（第16回）
議事要旨

1. 日 時 平成22年2月2日（火）14時00分～16時00分
2. 場 所 中央合同庁舎4号館12階 共用第1214特別会議室
3. 出席者
委員：内藤部会長、青山委員、飯田委員、板橋委員、岩橋委員、川上委員、交告委員、小佐古委員、東嶋委員、中込委員、山本委員
原子力委員：近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員
事務局：中村参事官、淵上企画官他
4. 議 題
 - (1) 我が国の原子力防護の基本的考え方と今後の対応に関する論点について
 - (2) 原子力防護に関する現状について
 - (3) IAEA勧告文書について
5. 議事概要
 - (1) 我が国の原子力防護の基本的考え方と今後の対応に関する論点について事務局より説明があり、その後、審議が行なわれた。主な意見の概要は以下のとおりである。
 - ・ 基本的考え方において、核物質と放射性同位元素を分けて書くことはよい。
 - ・ 放射性物質が散布された場合のパニックに事業者が対応することは無理。テロであるならばメディアや医療機関の対応は、国の緊急時対応に含め、仕組みや手順を予め検討しておくことが必要である。
 - ・ 発見された放射性物質の処置についてどのように議論するのか検討を要する旨を記載して欲しい。
 - ・ 国際機関との連携に関連して、日本には東南アジア諸国のキ

ャパシティブルデングが求められていると考えられるが、基本的考え方に含めるかどうかは今後検討していくべき。

- ・原子力防護と核テロ対策は必ずしも同じではない。本部会では原子力防護を中心に検討すべき。
- ・基本的考え方において“なければならない”と“べきである”を書き分けるのであれば、その理由を明確にすべき。

(2) 原子力防護に関する現状について

原子力安全・保安院より原子力施設における核物質防護対策について説明があり、その後、質疑応答が行なわれた。主な意見の概要は以下のとおりである。

- ・核物質防護規定に記載されている事項について、説明が行われたが、再度、原子力安全・保安院より説明することになった。
- ・規制関係行政機関が想定すべき脅威を勘案し、防護の対象の重要度に応じ、防護措置を決めることについては現行制度で対応できていると思う。
- ・関係事業者が、設計基礎脅威を基にリスク評価を行なうとしているが、具体的にどのように行うかが今後の課題である。

(3) IAEA勧告文書について

事務局より、IAEAの核物質防護に係る勧告文書の原時点での改訂案に関して、現行勧告からの変更点について説明があり、その後、質疑応答が行なわれた。主な意見の概要は次のとおりである。

- ・国による個人の信頼性確認については、クリアランス制度の導入と考えられるが、原子力分野だけでなく他分野も含めた一般的な問題として検討すべきであろう。
- ・世界では、“trustworthiness”の確認は重要であるとの雰囲気がある。

- ・一部、各国の事情を踏まえて実施するとされた要件もある。
- ・立入制限区域という新しい概念が追加されているが、出入り管理が実施されている事業所境界や周辺監視区域等で兼ねることが出来るかもしれない。
- ・防護措置の要件で、他の観点から行なっている似たような措置で兼ねることが出来るよう議論していくべき。

(4) その他

次回会合は3月4日10:00～12:00で開催する。

以 上